

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-6	広報広聴の取扱い				関係項目	
調整方針	1 広報紙の発行については、渋川市の例による。ただし、「市勢要覧」「グラフしづかわ」「ふるさと通信」「市民便利帳」及び「ホームページ」については、新市において検討する。 2 住民の声制度については、新市において調整する。 3 表彰制度については、新市において調整する。						
現 況							調整理由・課題
1 広報関係							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)広報紙の発行	広報しづかわ ・18,000部(配布部数) ・毎月1、15日発行 ・自治会に配布委託	広報いかほ ・1,633部(配布部数) ・毎月1日発行 ・区長経由で配布 広報アンテナ ・毎月1日・15日各課応援職員による綴り込み。 ・行政区長等へ配布。区長等～各組長～各世帯へ	村報おのがみ ・620部(配布部数) ・毎月15日発行 ・総代を通じて毎戸配布	広報こもち ・3,600部(配布部数) ・毎月第1金曜日発行 ・自治会を通じ配布 広報こもち・くらしの情報 ・毎月第3金曜日発行 ・自治会を通じ配付	広報あかぎ ・3,559部(配布部数) ・毎月15日発行 ・各行政区長を通じて毎戸配布	広報たちばな ・2,800部(配布部数) ・毎月1回10日頃発行 ・区長経由で配布	1【調整理由】 ・広報紙の発行は、きめ細かい情報の提供と開かれた市政を目指して、毎月2回の発行とする。 【課題】 ・発行日、編集方針、発行部数、配布方法(経費)、配布先等について調整するとともに、従来のチラシ等による周知から広報掲載による周知への転換の検討が必要である。また、インターネットによる広報も合わせて検討が必要である。
(2)その他の広報	市勢要覧 ・4,000部作成 ・4年に1回作成 ・対外PRに郵送、持参 グラフしづかわ ・18,000部作成 ・2年に1回発行 ・自治会に配布依頼 ふるさと通信 ・1,200部作成 ・年2回発行 ・県外関係者へ郵送 市民便利帳 ・20,000部作成 ・約6年に1回作成 ・自治会に配布委託 市ホームページ	町勢要覧 ・ページ差し替え方式で作成、内容変更発生の都度該当ページ単位で調製 町ホームページ	村勢要覧作成 ・2,000部作成 ・4年に1回作成 ・村全世帯及び行政関係機関などに配布 村ホームページ	村勢要覧 ・2,000部作成 ・4年に1回作成 ・対外PRに郵送、持参など 村ホームページ くらしのカレンダー	村勢要覧 ・4,000部作成 ・概ね4年に1回作成 ・村全世帯及び視察時などに配布 村ホームページ	村勢要覧 ・1,000部作成 ・概ね4年に1回作成 ・視察時などに配布 村ホームページ	2【調整理由】 ・住民の声制度は、住民の声を行政へ反映させるため、各市町村で各種制度を設けているが、それらを基本として新市において調整する。 3【調整理由】 ・表彰制度は、各市町村で制度制定の経緯等があり、引き続き新市においても制度を継続するため、新市において調整する。 【課題】 ・新市での制度化にあたっては、制定の方法(条例、規程、要綱等)、推挙・選考方法等について検討する必要がある。

協議項目		24-6 広報広聴の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
2 広聴関係								
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
住民の声制度	<ul style="list-style-type: none"> 投書箱「ばらばら」 公共施設10ヶ所の投書箱を介して、市民の要望や提言を聴取し市政に反映する。 年間約180通 市政モニター制度 10人に委嘱 市民会議 女性懇談会 対話集会 	町ホームページアンケートなど	村ホームページにて意見の受付	<ul style="list-style-type: none"> 「夢の希望箱」 投稿ポストは公共施設8ヶ所に設置 年間約5通 ホームページ、メールにて意見等受付 女性懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 村民の声提案箱の設置 役場玄関内に設置 年間約15通 赤城塾 女性会議 ホームページ、メールにて意見等受け付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 「村長との対話」 毎月第2土曜日に実施 「みんなのこえ」事業 平成9年4月から実施 年2回、広報紙に料金受取人払いのはがきを折り込み、村への意見や要望を投函してもらう 意見や要望に対し、担当課が広報紙を通じて回答 年間約30通の投函 ホームページ「ご意見受け付け」 村ホームページで村内外から村への意見を受け付ける 意見に対しては、担当課ごとで回答を送信者に返信 		
3 表彰等について								
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)名誉市町村民制度	該当なし	該当なし	小野上村名誉村民条例 <ul style="list-style-type: none"> 議会の同意を得て決定 該当者1名 名誉村民称号記は無し 	子持村民栄誉賞顕彰規程 <ul style="list-style-type: none"> 村長が顕彰を行う 該当者1名 名誉村民称号記は無し 	該当なし	北橋村名誉村民条例 <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、名誉村民推挙審査委員会で推挙。村長が議会の同意を得て決定する。 該当者1名 名誉村民称号記を贈る 		
(2)市町村功労者表彰等	市功労者表彰 <ul style="list-style-type: none"> 表彰条例に基づき、該当者を内申選考し、市長が決定する。 表彰状、功労章、記念品を贈呈する。 市政功労者表彰(感謝状) 表彰要綱に基づき該当者を内申選考し、市長が決定する。 表彰状(感謝状)、記念品(銀杯)を贈呈する。 	町功労表彰・善行表彰 <ul style="list-style-type: none"> 表彰条例に基づき、該当者を内申選考し、町長が決定する。 表彰状、記念品を贈呈する。 5月下旬に表彰式を挙行し被表彰者に授与する。 町広報により公表する。 	功労表彰・善行表彰・職員永年勤続表彰 <ul style="list-style-type: none"> 村政功労者等表彰規程に基づき、表彰する。 表彰状又は記念品を贈呈する。 	村功労者表彰 <ul style="list-style-type: none"> 表彰規程に基づき随時該当者を表彰する。 表彰状(感謝状)、記念品を贈呈する。 	村政功労者表彰 <ul style="list-style-type: none"> 記念行事等の際、特別に村政功労者等を表彰する(要綱はその都度作成) 表彰状(感謝状)、記念品を贈呈する。 	村功労者表彰 <ul style="list-style-type: none"> 功労者表彰規程により、関係機関からの具申に基づいて選考委員会で選考し、村長が表彰。 表彰状と記念品(団体の場合は賞状)を贈呈する。 村政功労者表彰 記念行事等の際、特別に村政功労者等を表彰する 		

協議項目	24-6 広報広聴の取扱い	関係項目	
現 況			調整理由・課題
4 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	東かがわ市	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等に関すること 発行日は毎月1日、15日を継続する。 ・ 市勢要覧その他広報刊行物の発行に関すること 新市移行後、早急に発行する。 ・ 行政情報の提供に関すること 合併後も広報媒体として活用する。 ・ 名誉市民に関すること 新市に移行後、速やかに制度化を図る。 ・ 市表彰・市功労者表彰に関すること 新市に移行後、速やかに制度化を図る 	<p>広報誌等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 市民提案制度等の公聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。</p>	<p>相談事業については、新町において現行の相談事業が実施できるよう調整する。 広報紙については、毎月発行とする。その他の広聴広報関係事業については、新町において調整する。</p>	
周 南 市	さぬき市	あさぎり町	
<p>広報活動については、広報紙の発行回数を、月2回とする。 広報モニター制度や電波メディアの活用等の広報活動については、新たに制度等を創設する。 公聴活動については、市政モニター制度や市政懇談会等、新たに制度等を創設する。</p>	<p>新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。 新市において、ホームページを開設する。 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。</p>	<p>広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。 県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。 広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。</p>	